

議案第26号

三田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

三田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月17日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三田市国民健康保険条例（昭和34年三田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市国民健康保険条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後の出産育児一時金について適用し、同日前の出産育児一時金については、なお従前の例による。